

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

道路側溝蓋（グレーチング）の盗難被害に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月17日

かすみがうら市長 坪 井 透

道路側溝蓋（グレーチング）の盗難被害に係る和解について

- 1 盗難発生期間 令和3年4月30日（金）から令和3年7月16日（金）まで
- 2 盗難発生場所 市内千代田地区（飯田地内・中志筑地内・新治地内・下土地内・西野寺地内）
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事件の概要 上記期間に、市内千代田地区において道路側溝蓋（グレーチング）42枚の盗難が発生。犯人が令和3年7月16日に検挙され、その後相手方より被害弁償の申出があった。
- 5 和解の概要
 - (1) 相手方は市に対し、本件の被害弁償として、市が指定する規格の道路側溝蓋（グレーチング）42枚を弁償する。
 - (2) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、一切の債権債務のないことを確認する。